

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 9月11日(日)



衆議院の解散に伴い、9月11日(日)は衆議院議員の総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査が行われます。この選挙は国の未来を決める大事な選挙です。選挙公報(行政協力員を通じて各家庭に配布します)・政見放送を参考によく考えて、あなたの大切な一票をムダにしないよう、投票日には皆さんそろって投票しましょう。

投票できる人は

選挙人名簿登録者に限られます。(選挙権停止中の者は除く) 選挙人名簿は、昭和60年9月12日までに生まれた日本国民で、平成17年6月1日以前から引き続き長門市の住民基本台帳に記載されている人が登録されています。なお、6月2日以降に転入された人は、前住所で投票することになります。

投票の時間は

投票時間は、午前7時から午後8時までです。ただし、次の8つの投票所については午前7時から午後7時までです。ご注意ください。

- ・大坪投票所
- ・田久道投票所
- ・久津投票所
- ・本郷投票所
- ・大浦投票所
- ・油谷投票所
- ・水岬投票所
- ・川尻投票所

投票の場所は

投票は決められた投票所で行うことになっています。郵送された「入場券」で投票所を確認してください。

平成17年8月26日までに転居の届け出をした人は新住所地の投票所で投票ができます。8月27日以後に届け出をした人は、旧住所地の投票所での投票となります。

入場券を忘れずに

投票所を案内する入場券は自宅へ郵送します。氏名と投票所をよくお確かめのうえ、投票日には必ずご持参ください。

入場券が届かない場合や入場券を紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日、投票所の受付係にお申し出ください。

投票の順序

最初に小選挙区の投票用紙に候補者の氏名を記入してください。続いて、比例代表および国民審査の投票を行ってください。係員が投票用紙をお渡しする際に説明しますので、間違いのないように投票してください。

代理・点字投票

身体が不自由などの理由で文字が書けない人は、代理投票ができます。係員が本人に代わって本人の指示通り投票用紙に記入します。投票の内容が外にもれたりすることはありません。目の不自由な人は、点字で投票できます。いずれも投票所で係員にお申し出ください。

最高裁判所裁判官国民審査

やめさせたほうがよいと思う裁判官についてのみ、氏名の上の欄に×を書いてください。やめさせたくないと思う裁判官については、何も書かないでください。投票をしたくない人は、投票用紙を受け取らないでください。投票用紙を受け取った後でも投票をしたくない人は、投票箱に入れないで係員に返してください。

候補者の氏名はハッキリと

投票は候補者の氏名を一人だけハッキリと書いてください。候補者の氏名や字を忘れたときは、投票記載台の上の候補者一覧表を参考にしてください。

証明書の交付を受けている人は

船員・身体障害者の人で選挙人名簿登録証明書の交付を受けている人については入場券を郵送しません。が、投票はできます。(船員については選挙人名簿登録証明書の提示が必要です)

期日前投票

投票日に仕事や旅行などのため投票できない人は「期日前投票」ができます。投票入場券が届いていれば持参してください。

期間

- ・衆議院議員総選挙 8月31日～9月10日
- ・最高裁判所裁判官国民審査 9月4日～9月10日

場所・時間

- ・選挙管理委員会事務局 午前8時30分～午後8時
- ・各総合支所 午前8時30分～午後8時
- ・各出張所 午前8時30分～午後5時

※居住地域での限定はありません。どの会場でも期日前投票をすることができます

不在者投票

指定病院などに入院中の人 指定病院などに入院している人は、その施設で不在者投票ができます。病院長や施設の管理者に申し出てください。
市外に滞在中の人 本人が「宣誓書・請求書」により長門市の選挙管理委員会に不在者投票の請求をして、投票用紙を送ってもらい、その投票用紙を持つ

って滞在地の市町村の選挙管理委員会に行き不在者投票をします。請求は早めにおこなってください。

郵便等による不在者投票

郵便投票ができる人 ①身体障害者手帳に両下肢などの障害は1級か2級、内臓機能の障害は1級か3級、免疫の障害は1級から3級と書いてある人

②戦傷者手帳に両下肢などの障害は特別項症から第2項症、内臓機能の障害は特別項症から第3項症と書いてある人
③介護保険の被保険者証に要介護5と書いてある人
対象者は「郵便投票証明書」の交付を受けて、自宅などで不在者投票ができます。投票用紙の請求は9月7日〇時までです。

覚の障害の程度が1級と書いてある人
②戦傷者手帳に上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症と書いてある人
代理記載の方法による投票を行うためには「郵便投票等証明書」に加え、あらかじめ手続き(代理記載のための申請、代理記載人の届出)が必要です。
※詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください

開票は

- 日時 9月11日(日) 午後9時30分
- 場所 ながと総合体育館
- 中間発表 小選挙区のみ午後10時30分から30分おきに開票状況の中間発表を行う予定です

選挙についての問い合わせ

長門市選挙管理委員会事務局 ☎23-1167

投票所のご案内

投票は、決められた投票所で行うことになっています。郵送された「投票所入場券」で投票所を確認してください。

投票区	投票所	行政区
通	通公民館会議室	通1区・通2区・通3区・通4区・通5区・通6区・通7区・通8区・通9区・通10区・通11区・通12区・通13区
田ノ浦	田ノ浦会館	通14区・通15区・通16区
白潟	白潟公民館	白潟1区・白潟2区・白潟3区
仙崎第1	仙崎小学校屋内運動場	祇園町・南町・幸町・旭町・錦町・新屋敷町・新開町・鳥越1区・鳥越2区
仙崎第2	あおい幼稚園	栄町・本町・北本町・洲崎町・今浦町・鍛冶屋町・中新町・新町
大日比	大日比公会堂	大日比
大泊	青海島地区多目的研修集会所	大泊
青海	青海集落センター	青海
田屋	田屋公会堂	田屋
湊	湊2区公会堂	駅前区・湊1東区・湊1西区・湊2区・湊中央区・湊3区
正明市	中央公民館玄関ホール	中山・緑ヶ丘・藤中・江良・正明市1区・正明市2区・正明市3区・正明市4区・正明市5区・上郷・下郷
上川西	上川西市営住宅集会所	下川西・後ヶ迫・上ノ原・開作・上川西1区・上川西2区・境川
板持	板持公会堂	板持1区・板持2区・板持3区・板持4区
長門河原	河原活性化センター	殿台・大河内・小河内・河原
湯本	湯本温泉旅館協同組合会議室	門前・湯本・三ノ瀬
渋木	大畑小学校屋内運動場	山小根・渋木中区・坂水・渋木1区・渋木2区・渋木3区
大埜	大埜集会所	大埜 ※投票時間は午後7時まで
真木	真木公会堂	真木
木津	木津区民館	小原・木津
大羽山	俄山公民館会議室	郷・黒川・大羽山
湯町	湯町区公民館	湯町・上政・上安田・下安田・七重
一の瀬	一の瀬公会堂	滝坂・一の瀬・三隅中畑・杉山
宗頭	宗頭文化センター研修室	樅の木・宗頭・禊渡谷
上中小野	上中小野集落センター	麓・上中小野・下中小野・辻並
大竹	大竹集落センター	大竹・正楽寺
土手	三隅保健センター	市・湯免・三隅中村・土手・久原・生島
津雲	津雲集落センター	津雲・飯井
野波瀬	野波瀬漁協会館	野波瀬
豊原	豊原コミュニティセンター	向山・豊原・二条窪・平野・上東方
浅田	三隅勤労者スポーツセンター	下東方・小島・浅田・殿村新開・向開作・沢江・上ゲ
古市	日置保健センター	黄波戸口・堀田・亀山・亀山団地・古市・上城・狩宿・一円向田・川原・日置中村・東坂本・西坂本・炭床・長行
黄波戸	黄波戸漁村センター	長崎・黄波戸・矢ヶ浦・茅刈
国広	日置高齢者コミュニティセンター	大内山上・大内山下・畑・国広・真口・新市農土園・小野地
野田	日置野田地区集会所	北山・野田北・野田南・雨乞
久富	久富公民館	亀田・植松・荒人・長久・杣地・有宗・広中・稲石・人丸
新別名	油谷総合支所第2庁舎会議室	新別名・駅通・大迫・東大坊
油谷河原	油谷河原農業研修所多目的ホール	芝崎・大坊・田上・二ノ瀬・坂根・山根・札場・河原浦・大江
伊上	伊上公民館講堂	浅井・尾崎・里・伊上浦・岡・宮ノ馬場・上り野・前方・須方・綾湖・貝川
蔵小田	旧蔵小田保育園ホール	上蔵小田・下蔵小田・油谷中畑・渡場・掛瀧
津黄	山口県漁協津黄支店大広間	上津黄・東津黄・西津黄
後畑	宇津賀出張所会議室	東後畑・大畠・青村
立石	山口県漁協立石支店集会所	東立石・西立石
角山	角山老人憩いの家	小田・赤屋・木吹・大川尻
田久道	久原堂	田久道 ※投票時間は午後7時まで
久津	久津保育園ホール	白木・久津 ※投票時間は午後7時まで
本郷	向津具公民館会議室	大和・南方・本郷・山崎・上野西 ※投票時間は午後7時まで
大浦	山口県漁協大浦支店階上会議室	大浦東・大浦西 ※投票時間は午後7時まで
油谷	油谷公会堂	油谷 ※投票時間は午後7時まで
水岬	水ノ口公会堂	水岬 ※投票時間は午後7時まで
川尻	山口県漁協川尻支店生活改善室	中ノ森・上野東・川尻東・川尻西 ※投票時間は午後7時まで

有権者の総参加を喚起するために、午前7時(投票開始)、正午(定時)、午後7時(終了)1時間前(にサイン)を吹鳴します。